

特別養護老人ホーム扇揚苑 入所お申し込みご案内

この度は、社会福祉法人入間福祉会 特別養護老人ホーム扇揚苑へご入居のお問い合わせありがとうございます。

ご入居のお申し込みは、原則としてご本人様またはご家族様等に「入間市特別養護老人ホーム 優先入所申込書」(以下入所申込書)へのご記入、他下記添付書類のご用意をお願いしております。書類が整いましたら、施設のご説明をかねてご家族様とお話をさせていただきますので、お手数ですが、お電話にてご予約いただいたうえで、当施設までお申し込み用紙をご持参ください。

お申込みに必要な書類 (ご提出いただく書類)

- ①入所申込書 (その①～その④)
- ②介護保険被保険者証の写し
- ③介護保険負担割合証の写し
- ④認定調査票・主治医意見書の写し
(各市区町村の介護保険の窓口にて問い合わせ下さい。)
- ⑤サービス利用票の写し 直近2カ月分 (在宅サービスをご利用されている方のみ。
※お手元がない方は担当ケアマネジャーにお問い合わせ下さい。)
- ⑥個人情報の入手、提供に関する承認書 (市長宛 法人宛)

※入所申込書を提出後、お申し込みを辞退される場合は特別養護老人ホーム優先入所取り下げ書のご提出をお願いします。

お問い合わせ
特別養護老人ホーム扇揚苑
担当 生活相談員
TEL 04-2935-0123

入間市 特別養護老人ホーム 優先入所申込書 (その1)

令和5年7月1日作成版

※ この申込書は以下の特別養護老人ホームで優先入所申込みをすることが出来ます。

- ・ 入間老人ホーム 04-2963-4801
- ・ 聖愛園 04-2934-2431
- ・ 杏樹苑 04-2966-7171
- ・ 扇揚苑 04-2935-0123
- ・ 入間つつじの園 04-2934-6800
- ・ 杏樹苑爽風館 04-2931-1616
- ・ 鍵山苑 04-2963-8877
- ・ けやき野の森 04-2937-5400
- ・ おおぎ 04-2901-7021

No.			
申込日	令和	年	月 日
受付日	令和	年	月 日

【申込者】

住所	〒		
電話番号			
携帯番号			
(ふりがな)		本人との関係	
氏名			

支援センター名称	担当ケアマネジャー

※在宅サービスを御利用の方は記入してください。

施設長様

特別養護老人ホームへ優先入所したいので、次のとおり申し込みます。

本人の状況	(ふりがな)		性別	保 険 者	(市・区・町・村)	
	氏名		男	被保険者番号		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)	女	要介護度	(1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)	
	住所	〒	介護認定 期 間	平成	年 月 日から	
	電話番号			令和	年 月 日まで	
	現在の生活場所	1. 自宅 2. 施設・病院・その他 () ※ 年 月 日から				
	現在利用している在宅サービスの状況	1. 訪問介護 (ホームヘルプサービス)		6. 通所リハビリテーション (デイケア)		
		2. 訪問入浴介護		7. 短期入所生活介護 (ショートステイサービス)		
	在宅サービス利用頻度※	3. 訪問看護		8. 短期入所療養介護		
		4. 訪問リハビリテーション		9. 福祉用具の貸与・購入費の支給		
5. 通所介護 (デイサービス)		10. その他 ()				
A. 80%以上で		(a : 1年以上使用している b : 1年未満の使用)				
B. 40%以上80%未満で	(a : 1年以上使用している b : 1年未満の使用)					
C. 40%未満で	(a : 1年以上使用している b : 1年未満の使用)					
D. まったく使用していない						
※在宅サービス利用頻度とは・・・ 在宅サービスを現在使用されている方は、在宅サービスの利用状況をご記入ください。 介護保険施設に入所している者の場合は、入所前における在宅サービスの利用状況をご記入ください。						
認知症等による不適応行動【入所申込書(その3)参照】		1. 非常に多い 2. やや多い 3. 少しあり 4. なし				
医療的処置の状況等		【現在治療中の疾病等】				
優先入所を希望する理由に「○」をつけてください。 (複数回答可)		1. 介護者がいないため				
		2. 介護者がいるが障害や疾病の状況にあり介護困難なため				
		3. 介護者がいるが高齢等のため十分な介護が困難なため				
		4. 介護者がいるが就業しているため十分な介護が困難なため				
		5. 介護者がいるが育児または家族が病気の状況にあり十分な介護が困難なため				
		6. 介護保険施設に入所しているが替わりたい				
		7. その他 []				

入間市 特別養護老人ホーム 優先入所申込書（その2）

※必要事項を記入した後、該当事項に○印をつけてください。

介 護 者 の 状 況	主たる介護者	(ふりがな)		性別	本人との関係	
		氏名		男 女		
		生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)			同居の区分 1. 同居 2. 別居
		住所	〒			
		電話番号				
主たる介護者の就労状況	主たる介護者の育児・家族の状況	主たる介護者の複数介護状況		主たる介護者の健康状態		
1. 8時間以上の就労 2. 高齢で就労していない 3. 4時間以上8時間未満 4. 4時間未満の就労 5. 就労していない	1. 常時育児、看病が必要 2. 半日育児、看病が必要 3. 時々育児、看病が必要 4. 65歳以上の高齢者世帯 5. 育児、看病なし ()	1. 複数介護のため、介護困難 2. 複数介護のため、多少介護可能 3. 複数介護だが介護可能 4. 複数介護なし		1. 良好 2. 不良のため介護困難 3. 不良だが多少介護可能 4. 不良だが介護可能 ()		
状 況	従たる介護者 (a:有 b:無)	(ふりがな)		性別	本人との関係	
		氏名		男 女		
		生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)			同居の区分 1. 同居 2. 別居()
		同居の区分				
		介護の状況	1. 介護困難 2. 多少介護可能 3. 介護可能			
介護期間	昭和・平成・令和 年 月 から					
別居の血縁者 (a:有 b:無)	介護の可能性	1. 介護困難 2. 多少介護可能 3. 介護可能				
そ の 他	優先入所を希望する時期	1. 今すぐに入所したい 2. 年 月頃までには入所したい				
	申込みの状況	1. 市内の特別養護老人ホームへ申し込む(既に申し込んでいる施設にも○) ・入間老人ホーム ・聖愛園 ・杏樹苑 ・扇揚苑 ・おおぎ ・入間つつじの園 ・杏樹苑爽風館 ・鍵山苑 ・けやき野の森				
		2. 市外の特別養護老人ホームに申し込んでいる 施設名 :				
待機期間	(平成・令和) 年 月 頃 から					

※1 認定調査票のコピー、介護保険被保険者証のコピー、在宅サービスの利用提供表のコピーを添付し提出してください。

※2 介護保険施設に入所している者の場合は、入所する前の在宅サービスの利用状況が分かる書類(サービス利用表・介護保険被保険者証・認定調査票等)のコピーを提出して下さい。

※3 優先入所を希望する理由のその他の欄には、具体的理由を記入してください。

※4 必要性がなくなった場合には、別紙「特別養護老人ホーム優先入所申込取り下げ書」を提出してください。

※5 申込内容に変更が生じた場合は、施設にご連絡ください。

入間市 特別養護老人ホーム 優先入所申込書(その3)

項 目 内 容 説 明 書

(その1)

「在宅サービス利用頻度」の定義

申込の段階で在宅サービスを現在使用されている方は、在宅サービスの利用状況をご記入ください。介護保険施設に入所している者の場合は、入所前における在宅サービスの利用状況が適用されます。

頻度は該当する介護度の支給限度額のうち何%のサービスを利用しているか記入します。申し込みをされる月の前月までの実績が対象となりますので、サービス利用票を持参してください。

(在宅介護中の場合:3月にお申し込みをされる場合であれば、2月より以前の利用票をご持参ください)
(介護保険施設に入所中の場合:入所する前のサービス利用票をご持参ください)

申込み後、入所希望者の介護度が変更になった、もしくは在宅サービスの利用頻度が増えた場合等は、新しい介護保険証と新しい介護度になってからのサービス利用票を施設まで提出してください。

「認知症等における不適応行動」の段階を分類する為の指標

※下記項目のポイント(以下"P"と表記)の合計により、申込書(その1)の認知症による不適応行動1~4のいずれかに○印をつけてください。

徘徊(室内)1P (屋外)4P	暴力(身内のみ)3P (第三者にも)5P	大声・奇声(常時)2P (一時)1P	被害妄想 3P
--------------------	-------------------------	-----------------------	---------

不潔行為 4P	収集癖(自宅のみ)1P (屋外に及ぶ)2P	異食 4P	昼夜逆転 2P
---------	--------------------------	-------	---------

感情失禁 2P	ひどい物忘れで同じことを何度も繰り返してしまう 2P
---------	----------------------------

16P以上 → 1. 非常に多い 6P~15P以下 → 2. やや多い
1P~5P → 3. 少しあり 0P → 4. なし

合計:	P
-----	---

【30P中】

(その2)

「主たる介護者」の定義

直接身体介護や身の回りのお手伝いを行っている方だけではなく、病院やその他施設等の利用における連絡調整、緊急時の対応や契約の代理者等も含まれます。

「主たる介護者の育児・家族の状況における育児・看病」の定義

育児:未就学児童までの子・孫に限ります。

看病:現在治療中の疾病があり、介護保険のサービスを利用中でない方の看病に限ります。
(見舞いは除きます)

「主たる介護者の複数介護状況」の定義

要介護認定を受けている方の対応をされている方が複数いる場合に限りします。

「主たる介護者の健康状態」の定義

健康不良のため介護困難:身体介護、連絡等の対応がともに出来ない方

健康不良だが多少介護可能:身体介護は出来ないが、連絡等の対応は可能な方

健康不良だが介護可能:身体介護が可能で、連絡等の対応も可能な方

「従たる介護者」の定義

主たる介護者・対応者以外の介護者を指します。入所希望者と同居しているかどうかを記入してください。

「別居の血縁者」の定義

基本的に入所希望者から見て三親等以内の血族となりますが、特別な事情がある場合には親族を含みます。

※上記内容にて不足・不明な内容があれば各施設までご連絡ください。

入間市 特別養護老人ホーム 優先入所申込書 (その4)

平成27年4月より要介護1または要介護2の方が申し込みをされた場合には、以下の特例入所の要件に該当する方が対象となります。申込者が特例入所対象者に該当するか否かの判断をするにあたり、該当すると思われる要件をより具体的に記載して頂く必要があります。

つきましては、該当すると思われる「特例入所の要件」にチェック☑を入れ、具体的内容を記載してください。

特 例 入 所 の 要 件	<input type="checkbox"/>	認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
	<input type="checkbox"/>	知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる事
	<input type="checkbox"/>	家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
	<input type="checkbox"/>	単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であること

【具体的内容を記載してください】

説 明 確 認	<p>私は、優先入所申込みの際、入所決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準と、特例入所の要件等について施設から説明を受けました。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 氏名： _____</p>
<p>☐施設記入欄</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	

(別表)

入間市 優先順位の評価基準

平成29年4月1日作成版

1 介護の必要の程度及び心身の特性(最高点34点)

		認知症等による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	5	34点	30点	24点	18点
	4	30	26	20	14
	3	26	22	16	10
	2	22	18	12	6
	1	18	14	8	2

2 介護者の状況(最高点42点)

	6点	4点	2点	0点
①主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳代	60歳未満	—
②主たる介護者が障害や疾病の状況にある	介護困難	多少介護可能	介護可能	なし
③主たる介護者が育児又は家族が病気の状況にある	常時の育児・看病が必要	半日育児・看病が必要	時々育児・看病が必要	なし
④主たる介護者が複数の介護をしている	介護困難	多少介護可能	介護可能	なし
⑤主たる介護者の就労の状況	8時間以上高齢で就労不能	4時間以上8時間未満	4時間未満	なし
⑥従たる同居介護者の状況	従たる同居介護者がいない	介護困難	多少介護可能	介護可能
⑦別居している血縁者による介護の可能性	別居している血縁者がいない	介護困難	多少介護可能	介護可能

※ 単身生活者で介護するものが全くない場合は、①から⑥まで36点とする。

※ 65歳以上の高齢世帯のみの場合は、③は6点とする。

※ 介護保険施設に入所している者の場合には、退所する時点での状況により判断する。

3 在宅介護の状況(最高点14点)

		在宅介護期間	
		1年以上	1年未満
在宅サービスの利用状況	80%以上	14点	12点
	40%以上80%未満	12	10
	40%未満	10	8

※ 介護保険施設に入所している者の場合は、当該施設に入所する前の状況とする。

4 本人の住所地(最高点10点)

入間市	所沢市 飯能市 狭山市 日高市	左記以外の県内市町村 及び青梅市、瑞穂町	県外 (青梅市、瑞穂町を除く)
10点	6点	4点	0点

※ 圏域とは、埼玉県高齢者福祉計画で設定している10圏域をいう。

※ 同一の圏域内には、圏域は異なっても隣接する市町村を含む。

個人情報提供等に関する承諾書

今般、特別養護老人ホームの入所申し込みにあたり、貴施設に提出する私（入所対象者）及び私の家族に関する情報並びに今回の入所申し込みに伴い発生する入所または退所等に関する情報については、介護老人福祉事業の円滑な推進を図る目的で、関係する官公署等介護老人福祉事業の運営部署に対し提供されること、また入間市が入手した本件関連情報は入間市に所在する介護老人福祉事業を運営する社会福祉法人の関係部署に対し提供されることを予め承諾いたします。

年 月 日

社会福祉法人 様

入所対象者 住所 _____

氏名 _____ (印)

家族代表者 住所 _____

氏名 _____ (印)

入所対象者は、身体状況等により署名ができないため、入所対象者本人の意思を確認のうえ、私が入所対象者に代わって署名押印いたします。

署名代筆者 住所 _____

氏名 _____ (印)

(入所対象者との関係：)

個人情報の入手・提供に関する承諾書

今般、特別養護老人ホームの入所申し込みにあたり、社会福祉法人に提出した私(入所対象者)及び私の家族に関する情報並びに今回の入所申し込みに伴い発生する入所または退所等に関する情報については、介護老人福祉事業の円滑な推進を図る目的で、当該社会福祉法人から入間市に対し提供されること、また今後入間市が入手する本件関連情報は、入間市に所在する介護老人福祉事業を運営する社会福祉法人の関係部署に提供されることを予め承諾いたします。

年 月 日

(あて先)入間市長

入所対象者 住所 _____

氏名 _____ (印)

家族代表者 住所 _____

氏名 _____ (印)

入所対象者は、身体状況等により署名ができないため、入所対象者本人の意思を確認のうえ、私が入所対象者に代わって署名押印いたします。

署名代筆者 住所 _____

氏名 _____ (印)

(入所対象者との関係:)

【特別養護老人ホーム入所指針に関する説明等】

- 特別養護老人ホーム優先入所指針とは
 - ・ 入所の緊急性が高い待機者を解消するために、国・県・市町村が定めた指針であり、特別養護老人ホームでは、この指針に従って入居者を決定する事になっています。
 - ・ 従来のように申し込み順に入所を決定するのではなく、「介護の必要の程度」「介護者の状況」「在宅介護の状況」「本人の所在地」の4つの評価基準に基づき点数化し、合計点数の高い方から優先的に入所していただく仕組みです。
 - ・ 入所の申し込みについては、郵送のみでの受付はせず、申し込み者との面接を実施し、ご本人の状況を確認する事になっています。

- 入所決定の手続きについて
 - ・ 入所決定は施設長・生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等で構成する「入所検討委員会」が行います。さらに委員には公平性・中立性を保てる第三者を加えることとなっています。
 - ・ 合計点数が高い場合であっても、「認知症に対する施設の受け入れ体制」「医療行為を必要とする場合の受け入れ態勢」が整わず、入所者への処遇上やむを得ない場合には、指針の定めにより優先順位を調整することとなります。
 - ・ 入所順位となりご連絡した際、入所希望の都合により入所の辞退があった場合は、施設の判断により一定期間順位を繰り下げることになります。2回以上辞退があった場合は申し込みの主旨から外れますので申し込みを取り下げさせていただきます。
 - ・ 委員会は原則月一回開催し、新たな申請者を加えて入所順位の見直しを行います。順位については毎月変動があることをご理解ください。また、申し込み内容に変更が生じた場合は、再度申込書を提出ください。
 - ・ 入所順位となった場合に、連絡がつかない場合には辞退と同じ扱いとさせていただきます。また、待機期間が長くなった場合、こちらから現状について調査をさせていただきますのでご協力ください。
 - ・ 優先入所待機者情報は、入間市役所の待機者調査に情報提供をします。

特別養護老人ホーム扇揚苑優先入所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム扇揚苑（以下「施設」という。）のサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるため、施設が優先入所（以下「入所」という。）に関する手続き及び入所の必要性を評価する基準等を制定する際の参考とすべき基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2 対象となる施設

この指針の対象となる施設は、特別養護老人ホーム扇揚苑とする。

3 入所の対象となる者

- (1) 入所の対象となる者は、要介護3から要介護5の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし、要介護1又は要介護2の者にあつては施設への特例的な入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とする。

なお、介護保険施設に入所している者及び要介護1から5の認定を受け病院に入院している者についても同様とする。

- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

ア 認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

- (3) 要介護1又は要介護2の入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあつては、以下のような取扱いにより、入所判定が行われる

までの間に施設と入所申込者の市との間で情報の共有等を行うこと。

ア 施設は、要介護1又は要介護2の者から入所申込を受けた時は、参考様式6により市に報告しなければならない。また、施設は当該申込者が特例入所対象者に該当するか否か判断するにあたっては、参考様式7により市に意見を求めることができる。

イ 意見を求められた市は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制の状況、介護支援専門員等からの居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、参考様式8により施設に対して意見を表明するものとする。

なお、市は必要に応じて入所検討委員会に職員を出席させ意見を表明することができるものとする。

ウ 施設は、入所順位決定の手続きにおいては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて市に意見を求めることが望ましい。

4 入所申込み及び入所決定の手続き

(1) 入所の申込み

入所の申込みは、入所希望者又は家族等が特別養護老人ホーム優先入所申込書（以下「申込書」という。）（参考様式1）を入所希望する施設に直接提出して行う。なお施設は、申込書等の書類に特例入所の要件を具体的に記載するものとし、要介護1又は2の入所申込者に対しては、その内容を申込者側に丁寧に説明すること。

また、申込内容に変更が生じた場合には施設に連絡し、施設が必要と認められた時には再度申込書を提出する。

(2) 入所申込みの受付

ア 施設は申込書の受け付けに際し、原則として入所希望者又は家族等と面接のうえ、本人の心身の状況等を確認する。

イ 要介護1又は2の申込者については、特例入所の要件への該当について、申込者側の考えを申込書に記載するものとする。

ウ 施設は申込者に対し、この指針に定める入所決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受け取る。

エ 施設は申込書を受け付けた場合には別に備える受付簿（参考様式2）にその内容を記載し、管理する。

オ 要介護1又は2の申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、当該申込者が要介護1又は2であることをもって申込みを受け付けないとする取扱いは認められないものとする。

(3) 入所順位決定の手続き

施設は、入所順位の決定に係る事務を処理するため合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 委員会の構成

委員会は、施設の施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、委員には入所決定の公平性・中立性が保てる第三者を加えるものとする。

イ 委員会の開催

委員会は施設長が招集し、原則として毎月1回開催する。

ウ 委員会の所掌事務

委員会は、特別養護老人ホーム優先入所決定調査票（以下「調査票」という。）（参考様式3）、選考者名簿（参考様式4）、申込書及び保険者市町村の意見（特例入所の場合に限る）等に基づいて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位の決定を行う。

エ 委員会の議事録

委員会は開催ごとに議事録を作成し、2年間保管しておくものとする。県又は市町村から議事録を求められた場合には提出しなければならない。

オ 結果の通知

施設は、申込受付後最初に開催する委員会で決定された順位について申込者に特別養護老人ホーム優先入所順位検討結果通知書（参考様式5）により通知する。

カ 説明責任

施設は、入所希望者又は家族等から入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

キ 守秘義務

施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(4) 入所順位決定後の再確認等

施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直す。

5 入所の必要性を評価する基準

施設は、申込書を受け付けた場合には、速やかに調査票を作成し、委員会開催日の前日までに優先順位をつけた選考者名簿を調製する。

(1) 入所順位の評価基準

施設は、次の項目について別表の「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつける。

- ア 介護の必要の程度及び心身の特性
- イ 介護者の状況
- ウ 在宅介護の状況
- エ 本人の住所地

なお、この方法で順位づけが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位をつける。

- ア 待機期間（長短の順）
- イ 年齢（高い順）

(2) 施設の入入れ体制による調整

委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。

- ア 性別に応じた居室の状況
- イ 認知症に対する施設の入入れ体制
- ウ 医療行為を必要とする場合における施設の入入れ体制

(3) 入所辞退者の取扱い

入所希望者の都合により、入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間順位を繰り下げる。一定期間経過後入所辞退者から再度の申し出がない場合には選考者名簿から抹消し、受付簿にその旨記載する。

6 入所順位決定の例外的取扱い

次の場合には施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託による場合
- (2) 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を召集する余裕のない場合
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号第19条）に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

7 指針の公表

この指針は公表する。

8 指針の見直し

この指針は、必要に応じて見直しを行う。この場合にはこの指針を作成した時と同様に関係団体等で協議する。

9 適正運用

- (1) 施設は、この指針を参考に優先入所に係る取扱規程を定め、入所の決定を適正に行わなければならない。
- (2) 市は、施設に対しこの指針の適正な取り扱いについて必要な助言を行う。

10 適用時期

- この指針は、平成 15 年 1 月 16 日から適用する。
- この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- この指針は、平成 28 年 12 月 15 日から適用する。
- この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

特別養護老人ホーム優先入所申込取り下げ書

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム扇揚苑 施設長 様

申込者

住所

氏名

私は、先に提出した「特別養護老人ホーム優先入所申込書」を下記のとおり取り下げます。

記

1 申込日

令和 年 月 日

2 優先入所希望者

住所

氏名

3 取り下げる理由